

小中学校の音楽室のピアノの調律を！



東小の音楽室で開催されたピティナ主催のクラスコンサート 市内在住のピアニスト久保はるなさんらによって子どもたちに生演奏がプレゼントされたこの際ピティナのご厚意でピアノの調律もしていただいた

平成17年度までは毎年2台のピアノの調律をしていましたが18年度より年1台になってしまい音楽室のピアノを調律する機会が減りました。（学校には通常体育館と音楽室に1台ずつあります）市の財政が厳しい中ではありますが子どもたちの教育のために最善を尽くさなければならないと思います。

私はかねてから市の文化政策と文化教育のバランスをもっと取らなければならないと考えておりました。音楽の授業では毎日最低3時間以上ピアノが使用されています。

音楽教育の要であるピアノの音程が狂ってはいけません。

9月議会ではこの点を一般質問で取り上げました。市からの回答として音楽

教育のためにピアノの調律を前向きに捉えてくれました。平成20年度の予算には再び年2台の調律を組み込んでいただけそうです。（正式決定は20年3月議会）

そのほかに教材の充実も要求しましたが、市は「学校側の要求には応えており教材は充実していると認識している」とのことでした。私は学校と市の綿密なやり取りが必要なのではと感じました。



のもと恵司後援会では

みなさまのご意見を承っております。内容によってはすぐにお答えできないこともあります。一生懸命調べてお答えしていきますので、よろしくお願いたします。事務所の電話は

048-543-1010です
お気軽にご連絡ください。不在の場合は留守電にメッセージをおいれください。のちほどこちらからお電話いたします。



左のQRコードを取込むと携帯からののもと恵司のブログが読めます

のすっ子の未来をつくる

のもと恵司後援会事務所

〒365-0038 鴻巣市本町1-8-14

TEL 048-543-1010

FAX 048-541-0232

URL <http://nomoto.main.jp>

E-mail nomoto@ni.main.jp